



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1232 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1233 " (")
- 1234 " (")
- 1235 " (")
- 1236 " (")
- 1237 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")
- 1238 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 1239 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (")
- 1240 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

○ 海区漁業調整委員会告示

- 2 公聴会の開催

○ 公告

- 入札公告 (管財課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧公告 (都市政策課)

○ 監査公表

- 監査公表第37号

○ 正誤

- 平成17年3月7日付け和歌山県報号外和歌山県規則第11号中
- 平成17年4月1日付け和歌山県報号外(2)和歌山県規則第53号中
- 平成17年8月5日付け和歌山県報第1680号和歌山県告示第1145号中

告 示

和歌山県告示第1232号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月14日まで縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年7月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人高野山福祉会
- 3 代表者の氏名
川口道雄
- 4 主たる事務所の所在地
伊都郡高野町大字高野山45番地の12
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高野の山に参拝に来て下さる介護、介助を必要とされる障害者、高齢者の方々に対して、自然環境に恵まれた宿泊場所を無料で提供する事に関する事業を行い、障害者、高齢者の方々の安らげる場の提供に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1233号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年9月23日まで縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年7月23日
- 2 名称
特定非営利活動法人ゆい熊野
- 3 代表者の氏名
谷敏朗
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市千穂2丁目1番24号
- 5 従たる事務所の所在地
和歌山県新宮市三輪崎3丁目10番13号
- 6 定款に記載された目的
この法人は、熊野地域に対して、当該地域発展に関する事業を行い、地域住民に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1234号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月4日まで縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年8月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人日本食養協会
- 3 代表者の氏名
山本廣美
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市紀三井寺863番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、人と地球の健康と癒しを目的に、耕し料理し食べる大地とつながる暮らし、日本伝統食の普及と啓発、実践を行い健康な市民を育成すると共にこれを広く世界に伝え、地球環境を守り食糧危機を克服する共生的生活へ転換する人類の課題に資することを目的とする。

和歌山県告示第1235号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月4日まで縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年8月4日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山航空協会
- 3 代表者の氏名
岡田和也
- 4 主たる事務所の所在地
西牟婁郡白浜町富田156番地の1
- 5 その他の事務所の所在地
和歌山市新堀東2丁目11番17号
- 6 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の住民に対して、航空機を活用した、航空文化の普及および享受できる環境の整備向上に関する事業、災害医療、僻地医療、捜索救難の支援に関する事業を行い、保健、医療、又は福祉の増進、災害救援、社会教育の推進、環境の保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1236号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月5日まで縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年8月5日
- 2 名称
特定非営利活動法人三ツ葉会
- 3 代表者の氏名
有本育平
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県海南市鳥居106番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、知的・身体障害者及び高齢者に対する福祉介護活動、障害者福祉作業の支援、介護予防事業、地域警備活動に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1237号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月8日まで縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年8月8日
- 2 名称
特定非営利活動法人三敬福祉会
- 3 代表者の氏名

片山悟誌

4 主たる事務所の所在地
那賀郡桃山町大字市場186番地

5 定款に記載された目的
この法人は、障害者(児)、高齢者及びその家族に対して、地域福祉・地域生活支援に関する事業を行い、地域での社会生活を円滑に、かつ豊かに過ごせるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1238号
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。
平成17年8月30日
和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3070104801	社会福祉法人 東和歌山福祉会	和歌山市東田中 字山角307	中澤康守	ヘルパーステ ーションあんず	和歌山市東田中 字山角307	訪問介護	平成 17.8.18
3070104819	社会福祉法人 東和歌山福祉会	和歌山市東田中 字山角307	中澤康守	デイサービス センターあんず	和歌山市東田中 字山角307	通所介護	平成 17.8.18
3070104793	社会福祉法人 東和歌山福祉会	和歌山市東田中 字山角307	中澤康守	特別養護老人 ホームあんず苑	和歌山市東田中 字山角307	短期入所生活 介護	平成 17.8.18

和歌山県告示第1239号

平成17年8月30日

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定 員数	指定 年月日
3070104793	社会福祉法人東 和歌山福祉会	和歌山市東田中 字山角307番地	理事長 中澤康守	特別養護老人 ホームあんず苑	和歌山市東田中 字山角307番地	60	平成 17.8.18

和歌山県告示第1240号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

和歌山次郎丸ショッピングセンター

和歌山市次郎丸38他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

更正会社 株式会社ニノミヤ 管財人 中井康之

大阪市浪速区日本橋四丁目11番15号

ミスタージョン株式会社 代表取締役 青木衛

三重県安芸郡芸濃町大字北神山字奥谷1287番3

3 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)A棟:株式会社ニノミヤ

開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時

B棟:ミスタージョン株式会社

開店時刻午前9時 閉店時刻午後8時

(変更後)A棟:株式会社ミドリ電化

開店時刻午前0時 閉店時刻午後12時

B棟：ミスタージョン株式会社

開店時刻午前9時 閉店時刻午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後8時まで

(変更後) 午前0時から午後12時まで

4 変更する年月日

平成17年6月24日

5 変更する理由

消費者ニーズに応えるため

6 届出年月日

平成17年8月15日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成17年8月30日から平成18年1月4日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画は、平成17年8月30日から9月6日まで当委員会事務局、県資源管理課及び関係振興局に備え置き、一般の

縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋 一

1 日時及び場所

平成17年9月6日(火)午後3時30から

和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 4階大会議室

2 案件

和歌山海区における区画漁業の漁場計画について

3 公述等に関する問い合わせ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話 (073)432-4111 内線 3015

公 告

県有財産売却公告

県有財産(土地)の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札により売却する物件

以下の7件の土地を個別に入札に付し、各々売却する。

物件番号	所 在	地 番	地目	地積(㎡)	予定価格(円)
1	東牟婁郡串本町西向字後の背戸	380番3	宅地	187.29	3,950,000
2	東牟婁郡古座川町高池字宮之上ミ 東牟婁郡古座川町高池字宮之上ミ ※2筆を併せて1件とする	413番1 413番6	宅地 雑種地	440.48 13.00	6,360,000
3	和歌山市府中文字東畑	1011番26	宅地	316.47	17,900,000
4	伊都郡高野口町大字名古曾字上ノ段	776番2	宅地	151.40	6,130,000
5	和歌山市和歌浦東三丁目	627番50	宅地	275.14	
6	和歌山市新通三丁目	35番	宅地	102.61	
7	和歌山市北新桶屋町	26番	宅地	88.02	

※予定価格とは、和歌山県があらかじめ定めた最低売買価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 3によりあらかじめ、一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、平成17年9月22日(木)までに所定の申込書により和歌山県総務部総務管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込まなければならない。(郵送の場合は、郵便書留によることとし、平成17年9月20日(火)まで必着とする。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成17年9月1日(木)から平成17年9月22日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4の(1)及び(2)に同じ。
6 現地説明を行う場所及び日時
1に示した物件番号に応じ、その所在する現地において、各々次の日時に行う。

5 入札説明書を交付する場所及び期間

物件番号	現地説明を行う日時		備考(説明現場)
1	平成17年10月4日(火)	午後1時00分	串本町西向
2	平成17年10月4日(火)	午後2時00分	古座川町高池
3	平成17年10月5日(水)	午前10時00分	和歌山市府中
4	平成17年10月5日(水)	午後1時00分	高野口町大字名古曾
5	平成17年10月6日(木)	午前10時00分	和歌山市和歌浦東
6	平成17年10月6日(木)	午前11時00分	和歌山市新通
7	平成17年10月6日(木)	午後1時00分	和歌山市北新桶屋町

7 一般競争入札の場所及び日時

1に示した物件番号に応じ、各々次の日時及び場所において行う。

物件番号	入札及び開札の日時		入札及び開札の場所
1	平成17年10月11日(火)	午後1時00分	東牟婁郡串本町西向193 新宮保健所串本支所 2階大会議室 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館407号室
2	平成17年10月11日(火)	午後2時00分	
3	平成17年10月12日(水)	午前10時00分	
4	平成17年10月12日(水)	午前11時00分	
5	平成17年10月12日(水)	午後1時00分	
6	平成17年10月12日(水)	午後2時00分	
7	平成17年10月12日(水)	午後3時00分	

8 入札の方法

- (1) 入札書には、希望する買受金額を記入すること。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札場所において納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。
- (3) (2)の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) (1)の場合において、入札に参加しようとする者は、金融機関が振り出した保証小切手(和歌山県内の手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたもの)を担保に提供して入札保証金の納付に代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該小切手金額とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項

- 落札者は、平成17年10月31日(月)までに契約を締結し、同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 11 売買代金の納入
契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売買代金を県の収納機関に納付しなければならない。
- 12 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
- 13 落札者の決定の方法
(1) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づき定めた予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があ

るときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札の結果、予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

14 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局管財課
 郵便番号 640-8585
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 電話番号 073-441-2215

- (2) 契約書作成の要否
要

都市計画の図書の写しの縦覧公告

御坊市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年8月30日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監査公表

和歌山県監査公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、和歌山市平井331-6畑中正好外2名の請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年8月30日

和歌山県監査委員 垣平高男
 和歌山県監査委員 築野富美
 和歌山県監査委員 山田正彦
 和歌山県監査委員 坂本登

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

和歌山市平井331-6 畑中正好
 和歌山市秋月64-5 阪谷民子
 和歌山県那賀郡岩出町湯窪123 池内祥元

2 請求年月日

平成17年6月16日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求は次のとおりである。

(1) 公金支出とその違法

和歌山県知事は、日高振興局建設部の氏名不詳職員(資料非開示のため氏名不詳、以下単に「A職員」という。)に対し、平成16年7月2日に退職金として、約1,700万円(資料非開示のため正確な金額は不詳)及び、同年6月30日に期末勤勉手当として約金100万円(資料非開示のため正確な金額は不詳)を公金から支払った(以下単に「本件各公金支出」という。)

しかし、本件各公金支出は知事がA職員について、復職採用を取り消す旨の処分をなすべきところ、これを論旨免職処分として裁量権を逸脱・濫用した違法な処分をなし、かかる違法な処分に基づいてなされた違法な支出である。

(2) A職員の非違行為

ア A職員は、平成14年4月1日から公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下単に「派遣法等」という。)にいう特定法人(以下単に「特定法人」という。)たる和歌山マリーナシティ(株)に退職派遣されたが、平成16年4月1日付けで復職採用{公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下単に「派遣法」という。)第10条1項}され、日高振興局建設部に配属された。

イ A職員が復職後、特定法人に在職中に次のような明らかに刑法に規定される犯罪(横領、公金詐欺)に該当する非違行為を行っていたことが明らかとなった。

(ア) 平成14年5月から平成16年3月末日の間において、事務に携わった和歌山県水難救済会の資金を私的に流用。

平成14年5月28日に70万円を出金。以後平成16年3月末日まで、30数回にわたり、計316万3846円を出金着服。この間の着服額計金386万3846円に及ぶ。

(イ) 和歌山県から和歌山県水難救済振興指導事業補助金の交付を受けるために平成14、15年度2年間、虚偽の実績報告を行い、公金交付を受けた(公金詐欺に相当する行為)。

平成14年度 金16万8500円

平成15年度 金19万4319円

ウ A職員は県に復職後も前記(ア)の資金に関連して、次の非違行為を行っていた。

(ア) 金15万9539円の引き出し着服。

(イ)4枚の架空の領収書の偽造。

エ A職員は復職後の職場の歓送迎会の席上で、アルバイト女性職員に対し、セクハラ行為も行った。

オ 一連の非違行為に対し、県は業務上横領の可能性が高いとして和歌山県警に通報したという。しかし、和歌山県水難救済会が「着服額が返還されている」として被害届けの提出を見送ったため、立件されなかった。

(3) 知事の処分

知事は、上記一連の非違行為に関連して、A職員を次の理由により平成16年6月4日付けで諭旨免職とした。

前記(2)のイの非違行為は、県職員としての身分は有しないため、県として処分できないとして処分の対象とせず、県に復職後の前記(2)のウの非違行為に関し、「信用失墜行為として処分の対象とする」とし、これらの行為は「採用前に行われた私的流用の証拠を隠蔽する不正な行為が行われた」と判断し、諭旨免職とした。

(4) 知事の処分の誤りとその違法

知事の処分は、次のとおり明らかに謝っている。

ア この退職派遣制度は、復職採用が前提になっているが、必ずしも無条件で復職採用されるものではない。

派遣法第10条第1項規定の、地方公務員法(以下単に「地方法」という。)第16条(第3号を除く。)に該当する場合や、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(以下単に「派遣条例」という。)第13条規定の「特定法人に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、懲戒免職処分を行うことが適当と認められる場合」を欠格条件として定め、係る条件に該当する場合は採用できないこととしている。

イ A職員の特定期間派遣中の非違行為は、合計約386万円の着服横領、公金詐欺という、派遣条例第13条に定める「刑法その他の法令の規定に違反(県も、業務上横領の可能性が高いとして和歌山県警に通報していることから明らかである。)した場合」に該当する。

すなわち、職員として在職したものとみなして処分を検討すると、「懲戒処分の指針について」として人事院事務総長の通知が示す「2の公金官物取扱い関係の(3)詐欺として、人を欺いて公金又は官物を交付させた職員は、免職とする。」や「3の公務外非行関係の(6)の横領として、自己の占有する他人の物(公金及び官物を除く)を横領した職員は、免職又は停職とする。」が指針となるが、当該非違行為は、諭旨免職とした上記(2)ウの行為よりはるかに犯罪性が高く、ほぼ、全

派遣期間中にわたって行っており悪質であることからすれば、懲戒免職処分を行うことが適当と認められるからである。

ウ 従ってA職員は、本来採用できないのに採用していたこととなり、その採用行為は、重大かつ明白な瑕疵を有するものとして無効な行為であり、取消はまぬがれないことが明らかといえる。

エ この場合、知事に採用を取り消すか否かについて裁量を差し狭む余地はない。欠格条件に該当する場合は、採用できないのであるから、取り消さねばならない。

オ 復職採用時点で本件非違行為が判明していなかったのは、A職員が隠蔽し、秘匿していたのもであり、復職後も隠蔽行為の不正を行っていたことからすれば情状酌量の余地もなく、復職採用の結果が左右される余地もない、といえる。

カ 従って知事は、A職員の上記(2)イの非違行為が、復職採用が無効なものとして取り消す旨の処分をなすべきであったにもかかわらず、単に、職員としての身分を有していないことを奇貨としてこれを不問としたのであるから、その処分の違法性は顕著である。

(5) 公金支出の違法性

退職金たる公金支出は、本来、知事が復職採用を取り消すべきであったにもかかわらず、これを諭旨免職とした違法な処分に従って支出されたものであるから当該公金支出も違法である。

期末勤勉手当たる公金支出は、復職採用が取り消されていた場合には、採用の都に遡って職員としての身分を有せず、従って、期末勤勉手当の支給もその支出根拠を欠き、違法に支出されたといえる。

(6) 知事の賠償責任

和歌山県は、上記に述べたとおり、知事の違法な公金支出により、A職員に支給された退職金と期末勤勉手当の合計金相当の損害を被ったものであり、当該損害は、知事がこれを賠償すべき責任がある。

(7) 結論

よって、監査委員は、知事に対し、和歌山県が被った上記各損害金を和歌山県に賠償するなど必要な措置を講じるよう勧告することを求め、地方自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する。

第2 住民監査請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成17年6月23日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

派遣法により派遣された A 職員の復職採用後、発覚した派遣先での非違行為が、同法第 10 条第 1 項の、再採用の保障の例外を規定する地方公務員法第 16 条各号 (第 3 号を除く。)及び派遣条例第 13 条の規定に該当しなかったとして、任命権者が復職採用を取り消さなかったことは違法となるか、またその採用を前提とした諭旨免職により退職した職員に、退職金及び平成 16 年 6 月 1 日在職者に支払われる期末勤勉手当が支払われたのは違法であり、県に損害を与えたか、について監査の対象とした。

2 監査対象機関

総務部人事課及び考査・研修室を監査対象機関とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成 17 年 7 月 14 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は請求書の内容を補足する陳述を行った。

4 監査の経過

請求書及び陳述の内容により、総務部人事課及び考査・研修室を監査対象機関とし、事情聴取及び監査を実施した。

5 監査委員の交代

本件住民監査請求書の受付時は地方自治法第 196 条の規定による議会選出の監査委員は新島雄委員、山下直也委員であったが、平成 17 年 6 月 30 日付けで山田正彦委員、坂本登委員に交代した。

なお、本件事案については、事務局より請求書の内容、受理に至る経緯及び予備監査の内容について、新監査委員に対し、詳細に引き継ぎ説明を行った。

第 4 監査の結果

1 主文

任命権者が、A 職員の派遣中の非違行為の発覚後、その復職採用を取り消さなかったことについては、社会観念上著しく妥当を欠くとはいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したものと判断することは出来ない。また、復職後の非違行為により諭旨免職としたことについても社会観念上著しく妥当を欠くとはいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したものと判断することは出来ない。

従ってこの A 職員に退職金及び平成 16 年 6 月 30 日支出の期末勤勉手当が支払われたことについては正当な支出であると認められ、請求人の主張には理由がないので、この請求は棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 派遣法及び同条例について

この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された。

この法律によれば、第 10 条で対象となる特定法人へは一旦県を退職して派遣されることとなり、公務員の身分上の服務は適用されない。

この制度の趣旨は、職員が公務員としての身分を有したまま営利を目的とする法人の役職員として業務に従事することと、公務員の全体の奉仕者としての立場との調整を図るため、一旦退職した上で営利法人の業務に従事し、当該業務従事期間が終了した後に、再び県職員として採用することを保障するものとしたところにある。

従って、同法第 10 条第 1 項に規定されているとおり、地公法第 16 条の欠格条項 (第 3 号を除く。)に該当するか又は条例で特に定められた場合以外は復職採用するものとする規定されている。

この法律を受け、派遣条例第 13 条で退職派遣者を採用することができない場合を定めている。

(2) 今回請求の対象となった A 職員の履歴 (請求対象部分)

平成 14 年 3 月 31 日 和歌山県退職

平成 14 年 4 月 1 日 和歌山マリーナシティ (株) 採用
業務課長

和歌山マリーナシティ (株) に本部を置く和歌山県水難救済会の事務についても担当している。

平成 16 年 3 月 31 日 和歌山マリーナシティ (株) 退職

平成 16 年 4 月 1 日 和歌山県復職採用

平成 16 年 6 月 4 日 諭旨免職

平成 16 年 6 月 30 日 期末勤勉手当支給

平成 16 年 7 月 2 日 退職手当支給

(和歌山マリーナシティ (株) は、M 興産株式会社及び和歌山県の出資により、水面の埋立て及び土地造成、不動産の売買及び仲買、不動産の賃借及び管理を目的として平成元年 6 月設立された、派遣法に規定する特定法人)

(和歌山県水難救済会は、和歌山県の水域及びその近傍における水難の予防と、水難による人命、船舶及び積荷と救済し、もって海上産業の発展と海上交通の安全に寄与することを目的として設立された団体)

(3) 今回請求の対象となった A 職員の非違行為等

ア 派遣先での行為

平成14年5月28日から平成16年3月にかけて
和歌山県水難救済会資金流用について

3,163,846円出金

892,000円入金

同会に対する県の補助金の不正請求

平成14年度 168,500円

平成15年度 194,319円

イ 県に復職後の行為

平成16年4月7日 セクハラ行為(本人の歓送迎会の
席上)

平成16年4月8日 和歌山県水難救済会資金流用

159,539円

この他平成16年4月に領収書の偽造(4枚)を行って
いる。

ウ 自主的返還について

このことが明るみになった後、平成16年5月中旬に、
A職員は自主的に流用した金額の全額を和歌山県水難
救済会に返還している。

エ 刑事処分について

この返還を受けて、和歌山県水難救済会の会長は、
資金が全額返済され実質上損害がないこと、会の業務
に従事してくれたこと等を理由に被害届けは出さ
ないこととし、刑事処分は課されなかった。

(4) 処分の経過

このA職員の非違行為が明らかになった後、この職員の
行為は派遣法に基づく採用不可となる行為であるかどう
かについて、関係者間で検討がなされたが、本件非違行為
は、懲戒免職処分に該当する行為とまでは言えないとし、
採用取消となる処分には該当しないと判断された。

しかし、復職後、県職員として非違行為があり、これら
は、県の懲戒処分の対象となると判断されたことから、平
成16年6月1日に賞罰審査委員会を開催し、その結果を受け、
知事決裁によりA職員を諭旨免職とすることとした。

(5) 平成16年6月30日支給の期末勤勉手当及び退職金の支給
について

上記(4)の諭旨免職を受けて、人事課は本人の請求に
基づき通常の手続により、A職員に退職手当を支給した。
退職手当は職員が退職した日から起算して1月以内に支払
う必要(職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県
条例第57号)第2条の2)があるが、諭旨免職により、本人
の退職は平成16年6月4日付けとなり、この退職に基づく退
職金支出の為の支出負担行為の起案は6月21日に行われ、
支出は7月2日に適正に行われている。

また、平成16年6月1日現在在職者に支払われる期末勤
勉手当については、平成16年6月30日に他の県職員と同様
の手続で支払われており、支出負担行為及び支出につい
ては適正に行われている。

(6) 本件事案に対する総務部としての見解

職員は、全体の奉仕者として、県民の信頼を確保しな
がら、適切な職務の遂行を行っていくことが必要である
とともに、常に公務員としての高い倫理観が求められて
いる。

当然、県民の信頼を損なう不祥事は、あってはならな
いことであり、職員に対しては、こうした不祥事などで
県民の信頼を損なうことがないように、従来から機会ある
ごとに綱紀の厳正保持と服務規律の確保等の徹底を図っ
てきたところであるが、昨年度において本件のような不
祥事が起こり、県民の不信を招く事態となったことは誠
に残念である。

また、本件に係る懲戒処分の量定は、人事院の懲戒処
分の指針を参考にした上で、諸般の事情を総合的に考慮
し、厳正に行ったものであるが、この懲戒処分の程度に
対しても報道や一部住民から批判があったところである。

そこで、こうした事態を重く受け止め、知事部局とし
て、今後、懲戒処分をより一層厳正に行うため、早急に
懲戒処分に関する基準を作成するとともに、この基準を
職員に周知徹底することにより、職員の不祥事を防止し、
もって県民の県政に対する信頼の回復に努める。

3 判断

第4の2で述べた事実を踏まえ、本請求について次のよう
に判断する。

(1) 復職採用及びそれに基づく諭旨免職と財務関係行為と
の関係

住民監査請求は違法・不当な財務行為について監査の
請求を行うことができ、本件の場合、財務行為は退職金
の支払と、期末勤勉手当の支払である。本件の場合、諭
旨免職により平成16年6月4日付けの依頼退職となり、退
職金の支出自体は適正であり、また、平成16年6月1日現
在在職者に支給される期末勤勉手当の支給についても、
それ自体適正に処理されている。

しかし、最高裁判所の判決(昭和60年9月12日判決、昭
和55(行ツ)84号)で、「財務行為の原因となる行為が
法令に違反し許されない場合の財務会計上の行為も違法
となる」とされる。従って、本件の退職金、期末勤勉手
当の支給が違法かどうかについては、復職採用の取消が
なされなかったことが違法となるか、諭旨免職措置は適
法な判断であったか等について判断する必要がある。

(2) 派遣法及び派遣条例第13条について

第4の2の(1)で述べたとおり、県を退職し特定法人に派遣された職員は、派遣法第10条第1項により原則として復職採用するものであるが、地公法第16条(第3号を除く。)に該当する場合及び派遣条例第13条の復職採用出来ない場合の規定に該当した場合は採用する事が出来ない。

このことについて、A職員の復職が適法なものかどうか考察すると、まず、本件の場合、地公法第16条(第3号を除く。)には該当しない。

次にこの条例の第13条規定の「刑法その他の法令の規定に違反した場合」について該当するか検討すると、本件の場合、「刑事訴追は受けておらず、有罪判決が確定しているわけではなく、従って有罪判決が確定しているような場合と同様に、刑法の規定に違反していると断定することには躊躇せざるをえない」が、本人の供述その他諸般の事情に徴すると、刑法の規定に該当する可能性も否定することは出来ない。

しかし、このA職員の復職が適法なものか否かの判断については、このA職員が派遣先の特定法人での業務に従事中に犯した非違行為について、引き続き県職員であったなら、懲戒免職処分を行うことが適当と認められる場合に該当しないと、復職採用の例外となる派遣条例第13条に抵触すると判断しなかった任命権者の措置が、適法と認められるか否か検討することが必要となる。このことについて以下考察する。

ア 裁量権について

任命権者たる知事は、地公法第6条の規定に基づき、同条第2項で補助機関たる上級の地方公務員に委任した権限を除き、職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う処分権限を有している。

これらの運用については最高裁判決(平成2年1月18日判決、昭和59(行ツ)46)で「地方公務員につき地公法所定の懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、平素から庁内の事情に通暁し、職員の指揮監督の衡に当たる懲戒権者の裁量に任されているものというべきである。すなわち、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を総合的に考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを、その裁量的判断によって決定できるものと解すべきである。し

たがって、裁判所が右の処分の適否を審査するに当たっては、懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる場合に限り、違法であると判断すべきものである」という判断があり、本件事案において、裁量権の範囲を逸脱した判断が行われたか検討する。

イ 懲戒処分の指針について

本県においては、職員がなんらかの非違行為を犯し、懲戒処分が必要と思われるときに、その判断の基準となるべきものは現在のところ存在せず、人事院の「懲戒処分の指針について」を参考としているとのことである。

この人事院指針では、「本指針は、標準的な処分量定を掲げたものであり、具体的な量定の決定に当たっては、

- (ア) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
 - (イ) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
 - (ウ) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
 - (エ) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
 - (オ) 過去に非違行為を行っているか
- 等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。」とされている。

このことについて、本件事案について個々の具体的事情について考察すると

- (ア) 流用した資金については団体資金であった。
- (イ) 不正請求により協会へ支払われた補助金はじめ、引き出した金員は非違行為発覚後全額返済され、水難救済会としても、最終的に実損がなく、警察に被害届けを提出せず、犯罪捜査の対象とならなかった。
- (ウ) 刑事事件に発展しなかったことや、派遣中の行為であったため、影響は大きくなかった。
- (エ) 少年サッカーの指導等に熱心に取り組み、ま

た、生活もはでなものでなかった等があげられ、これらの事情及び本件につき刑事訴追がなされていない点を併せて考慮すれば、任免権者が本件事案は、懲戒免職処分相当であるとまでは判断出来ないとし、派遣条例第13条の規定に抵触せず、復職採用を取り消さなかったことについては、本監査委員としても、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる違法なものであるとまでは断定できないものと判断する。

ウ 過去の類似行為による処分例

更に、懲戒処分を行う上で、地公法は公正の原則(第27条)、平等取扱の原則(13条)等を定めているため、これらの原則に照らし、個々の事案における具体的な事情に即して、処分の対象となった非違行為に対し、処分が過酷でないか、他の処分との均衡が図られているかについても判断する必要がある。

このことについて、考査・研修室提出の平成元年以降の同種の事件に係る処分事例を検討したところ、収賄・横領等では6件7人が処分されており、そのうち懲戒免職になったのは、5件6名であり、うち4件については収賄罪で、執行猶予つきではあるが刑事処分も課されている。この他の1件2名については、横領罪であるが、起訴額が2名で2億円を超えるという多額なものであり、刑事処分としても懲役刑が確定している。

諭旨免職となった例は1件であり、これは業務上横領の罪で執行猶予つきの刑事処分も確定している。

またこの他、窃盗、公金不適切処理等での処分は5件あり、そのうち万引きと、通帳の窃盗等で懲戒免職が2件あり、この両件とも起訴若しくは刑事処分が確定している。

残りの3件については、それぞれ、諭旨免職、停職6月、減給十分の一3月の処分となっており、これらは刑事処分には至っていない。

これらのことから考慮するとA職員の非違行為については刑事処分が課されておらず、また、過去業務上横領で懲戒免職となっているのは2億円超という極めて多額の横領で実刑となった例であり、任命権者がA職員の派遣先の特定法人での非違行為について、懲戒免職相当とまでは判断出来ないとして、復職採用取消を行わなかったことについて、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用したと認められる違法なものであるとまでは断定できないものと判断する。

以上述べたとおり任命権者が平成16年4月1日付けのA職員の採用を取り消さなかったことについては、社

会観念上著しく妥当を欠くとはいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したものと判断することは出来ない。

エ 非違行為の比較

請求人は、県復職後の行為をもって諭旨免職とするのなら、それよりはるかに悪質な行為でる派遣期間中の行為は、諭旨免職よりもっと重い処断を下す必要があると主張しているが、これについても裁量権の範囲の中で、任命権者が判断することであり、今まで述べてきたとおり、任命権者が派遣期間中の行為をもって懲戒免職処分相当とまでは判断せず、復職採用を取り消さなかったことについては、社会観念上著しく妥当を欠くとはいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したものと判断することが出来ない以上、理由がないというべきである。

(3) 諭旨免職について

最後に、諭旨免職としたことについて判断する。

この諭旨免職にあたっては、対象とする非違行為は、A職員が県に復職した平成16年4月1日以降を直接の対象として判断したものであり、この期間の非違行為(水難救済会の資金の私的流用及び領収書の偽造)については、人事院の懲戒処分の指針によれば免職又は停職にあたる行為となるが、前記第4の3、(2)のイ、ウの諸事情から検討すると、懲戒免職との判断に至らなかったことをもって裁量権の濫用とまでは断定出来ない。

また、セクハラ行為については人事院の懲戒処分の指針によれば減給又は戒告に当たる行為となる。

これらを総合的に考慮すれば、懲戒免職を選択せず、諭旨免職に処したことについては、社会観念上著しく妥当を欠くとはいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したものと判断することができない。

なお、任命権者は、これらの県職員復帰後の非違行為を併せて考慮しても、停職処分相当のものであると判断したが、A職員は県職員としての身分を保有しない派遣期間中にも非違行為を行っていたことは事実であるから、これらを考え合わせ、今後A職員を公務に就かせることは適当でないとして、諭旨免職としたと述べている。この判断についても、任命権者の裁量の範囲である。

以上述べたとおり、任命権者が、A職員の派遣中の非違行為が発覚した後も、復職採用を取り消さず、復職後の非違行為をもって諭旨免職としたことについては、裁量権を逸脱した違法な行為とは認められない。従って、退職金及び平成16年6月30日支給の期末勤勉手当を支払ったことについても、違法性は認められない。

第5 意見

本件の判断は以上述べたとおりであるが、本件における任命権者の措置は、裁量権の逸脱は認められないものの、当該措置が社会通念上納得出来るものかどうかについては、一部批判のあるところである。

公務員倫理に対する県民の眼が一層厳しくなっている昨今、万一不祥事が発生した場合、任命権者が処分の量定を行うに当たっての裁量権の行使は、公平、平等等の諸原則に基づき、厳格かつ慎重になされることは当然であるが、併せて県民に対する説明責任を果たすとともに、情報の透明性を高めることが求められる。

今後、任命権者は、懲戒処分をより一層厳正に行うため、公正で明確な処分基準を定めた「新たなガイドライン」を早急に整備することにより、職員の不祥事を防止する体制づくりが必要である。

一方、県職員においては、県民の模範となるよう自覚し、公務員が保護され過ぎているのではないかという世評を真摯に受け止め、県民の疑惑や不信を招くような行為を断じて防止するとともに、一人ひとりが改めて襟を正し、なお一層公務員倫理の保持に努めるべきである。

正 誤

正 誤

平成17年3月7日付け和歌山県報号外和歌山県規則第11号中

ページ	段	行 目	誤	正
13	右	上から18	登記簿謄本	土地の登記簿謄本

正 誤

平成17年4月1日付け和歌山県報号外(2)和歌山県規則第53号中

ページ	段	行 目	誤	正
1	右	上から32	第57条第1項	第57条

正 誤

平成17年8月5日付け和歌山県報第1680号和歌山県告示第1145号中

ページ	誤	正
5	コーポ西出	コーポ西山